

国際的な人権侵害行為と弁護士の役割に関する会長談話

本年3月に京都で開催された国連犯罪防止刑事司法会議（京都 कांग्रेस）で、1990年第8回国連犯罪防止刑事司法会議で採択された国連「弁護士の役割に関する基本原則」（以下「基本原則」という。）が取り上げられました。基本原則では、「政府は、弁護士が、(a)脅迫、妨害、嫌がらせ、あるいは不適切な干渉を受けることなく、その専門的職務を全て果たしうること、(b)自国内及び国外において、自由に移動し、依頼者と相談しうること、(c)承認された職業上の責務、基準及び倫理に従ってなされた行為に対して起訴あるいは行政的、経済的その他の制裁を受けたり、そのような脅威にさらされないこと、を確保するものとする。」（第16原則）、「弁護士が、その職責を果たしたことにより、その安全が脅かされるときには、弁護士は、当局により十分に保護されるものとする。」（第17原則）とされています。それは、弁護士が、「依頼者の権利を保護し、司法の目標を促進するにあたっては、国内法及び国際法で承認された人権及び基本的自由を支持するよう努めるとともに、いかなるときでも、法律及び法曹の確立された基準と倫理に則り、自由に、かつ、勤勉に行動するものとする。」（第14原則）という責務を負っているからに他なりません。

また、基本原則は、「政府は、人種、皮膚の色、民族的出自、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生、経済的その他の地位に基づく差別など、いかなる差別もなく、自国内で、裁判管轄に服する全ての人に対し、実効的で平等な弁護士へのアクセスのために、効率的な手続と

適切な応答をなす仕組みが提供されるよう確保するものとする。」（第2原則）と規定しています。

以上のように、基本原則は、弁護士が市民の基本的人権を守る役割を負っていることを明らかにし、その職責を果たすために政府もその原則を守るべきであると述べているのです。わが国の弁護士も、この職責を自覚し、市民の平和的生存権やそのほかの基本的人権の護り手としての役割を真摯に自覚し、活動していかなければなりません。

私どもの活動は国内だけではなく、国連が基本原則を採択したように、国外で基本的人権を侵害されている人々へも差し向ける必要があります。世界では、多くの市民がその人権を脅かされています。ミャンマーでは、国軍による平和的な抗議デモへの弾圧に伴い多数の市民が死傷しています。そして、その市民を助けようとする弁護士が迫害にあたり、行方不明になっていると報道されています。また、香港においても国家安全維持法違反の疑いで多くの市民が不当に逮捕され、人権派弁護士も正当な理由なく拘束されたことが報道されています。

東京弁護士会は、こうした海外で起きている人権侵害行為に対しても、私たち日本の弁護士に何ができるのかを考え、基本原則の精神に従い行動してまいります。

*文中の訳は日本弁護士連合会によるものである。

2021(令和3)年4月30日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏

憲法記念日にあたっての会長談話

1 1947(昭和22)年5月3日に日本国憲法は施行されました。当時、わが国は戦争によって破壊された市民生活を取り戻す途上にあり、海外で捕虜として留められた者や戦地に取り残された人々がわが国に帰国することも容易でない中で、国民は戦争の惨禍を肌で感じていました。

そのような状況の中で、戦争を永久に放棄することを宣言し、国民が主権者として国の意思を決め、国は一人一人の国民の基本的人権を擁護しなければならないとした日本国憲法が成立し、その後75年の間改正されることなく、国民に受け入れられ、自らの憲法として息づいています。この憲法の価値を護り、それを支えてきた国民の意思を尊重しなければなりません。

世界を見渡せば未だ紛争が止まないだけでなく、国家間の緊張の高まりの中で、戦争放棄・戦力不保持を宣言した憲法9条のもと、敵基地攻撃能力を持つべきであるという議論もあります。恒久平和主義の理想と自国の安全保障という現実について、どのように考え、判断していくかが問われています。

2 また、基本的人権の問題は、非日常の場面にこそ大きな問題となり、新型コロナウイルスが蔓延している状況においても考えなければなりません。今年も昨年に引き続き世界中で新型コロナウイルスが猛威を振るっており、わが国も例外ではありません。長く続く自粛生活によって市民生活に重大な支障が生じています。感染防止のための諸施策と市民生活の自由の確保との調和をいかに図るかが喫緊の課題となっています。

私たちは、憲法が保障する幸福追求権の保障の観点から、学習権、財産権、営業の自由や移動の自由といった多くの基

本的な人権が不当に制約されないように注視していく必要があります。また、新型コロナウイルスと戦っている医療従事者やその家族が、いわれのない誹謗や中傷にさらされることがないようにすることも個人の尊重を規定した憲法の要請するところであると考えます。

3 国は、基本的人権の尊重という点からダイバーシティに配慮し、心のバリアフリー化などへの理解を深める社会を作っていく責務を負っています。取組みが遅れているジェンダー（トランスジェンダーの方々を含む）平等の問題、さらには同性婚や夫婦別姓などの課題への取組みの推進はその現れといえます。

一方で、私たち自身も、自分と違う立場や考え方があることを理解することが求められています。憲法の保障する基本的人権の内容は広がりを持ち、時代とともに豊かになっていくことが期待されています。その保障については「ここまでいい」という限界があるわけではありません。

4 基本的人権の擁護と個人の尊厳という憲法の基本理念は今も輝きを失っておらず、私たち東京弁護士会は、この基本理念に基づいて憲法をこのように広がりを持つものと捉え、人権の護り手として、国民に寄り添い、必要な法的支援を提供するなどして、その期待に応えられるようよりいっそう邁進いたします。

2021(令和3)年5月3日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏